

児童手当現況届をご提出ください

令和3年6月分以降(10月支払分以降)の手当を受給するためには現況届の提出が必要です。

このお知らせは、令和3年5月中旬現在、児童手当を受給している方にお送りしています。

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを、
令和3年6月1日現在で確認するためのものです。

ご提出いただけないと、令和3年6月分以降の手当を受給できなくなりますので、

受付期間内にご提出をお願いします。

1 現況届のご提出について

提出書類	必ず提出するもの	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当現況届
	場合によって添付するもの	<ul style="list-style-type: none"> 受給者の健康保険証のコピー(現況届の右上に貼り付けてください) ⇒現況届の太枠内②「★加入年金」欄の(2)で「B:国家公務員共済」「C:地方公務員共済」にチェックを付けた方のみ、保険証のコピーを添付してください。 ※保険証のコピーを添付する際、「保険者番号・記号・番号」は黒塗り等で被覆してください。 現況届下部の「添付書類」欄に記載がある書類 ⇒記載のある方のみ該当の書類を添付してください。
提出方法	同封の返信用封筒(オレンジ色)でご返送ください。※切手の貼り忘れにご注意ください。	
受付期間	令和3年6月1日(火)～6月23日(水)	
	<small>※上記の期間を過ぎた場合でも現況届をご提出ください。 ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。</small>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 6月1日以降に区外に転出する予定の方も、必ず提出してください。 上記の受付期間内にご提出された方には、9月上旬頃に「現況審査結果通知書」を順次お送りする予定です。 	

2 手当の支給について

(1) ◆支給月額

対象年齢および学年		支給月額
0～3歳未満		15,000円
3歳～小学6年生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降(※)	15,000円
中学生		10,000円
所得制限限度額以上の方の児童(特例給付)		5,000円

※第何子目かを数える際には、18歳まで(18歳になった後の最初の3月末まで)の児童を含めて数えます。支給額を算定するため、現況届の児童欄に算定対象児童として記載されています。

◆所得制限限度額(令和2年1月～12月の所得)

扶養の人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人目以降	以降、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算

・生計中心者の所得のみで判定します。世帯全員の合算ではありません。
・所得額は前年(令和2年1月～12月)の所得金額です。年収額ではありません。
・限度額には社会保険料相当額の8万円を加算しています。
・医療費控除等、各種の控除額を所得金額から差し引くことができます。
・扶養人数は、前年(令和2年分)の税法上の扶養人数です。
・所得が限度額以上の場合、令和3年6月分以降が特例給付となります。

裏面もあります

(2) 手当の支給予定日(令和3年6月以降の3回について)

◇児童手当は年3回に分けて、支給月の12日頃に前月分までを口座へ振り込みます。

- ① 令和3年 6月12日 頃 [令和3年 5月分まで]
- ② 令和3年 10月12日 頃 [令和3年 6月分 ~ 令和3年9月分]
- ③ 令和4年 2月12日 頃 [令和3年10月分 ~ 令和4年1月分]

※「令和3年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月12日頃に令和3年5月分までの手当が支払われます。



3 各種変更手続きについて

下記のような変更事由がある場合には、現況届とは別に手続きが必要になります。

事由	必要な提出書類
養育する児童が増えた (6月以降に児童が生まれた等)	「児童手当認定(額改定)請求書」 (区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます)
受給者の振込口座の変更 (配偶者や児童の名義には変更できません)	「児童手当 口座変更届」 (区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます)
受給者または児童の氏名や住所を変更した	「児童手当 変更届」
配偶者の住民票が江戸川区外にある方で、その別居状況等に変更が生じた(海外に出国した、離婚や離婚調停をしているなど)	お手続きが必要になる場合があります。 児童家庭課手当助成係までご連絡ください。

4 よくあるお問い合わせ

Q.1 健康保険証のコピーが必要なのはどのような人ですか？

A.1 受給者が共済組合【国家公務員共済(日本郵政共済含む)、地方公務員共済】に加入している方は、健康保険証のオモテ面のコピーを現況届の右上に貼り付けてください。

※添付の際は、「保険者番号・記号・番号」を黒塗り等で被覆してご提出ください。

※共済組合以外の方(その他の厚生年金に加入の方、国民年金に加入の方、年金未加入の方)については、保険証のコピーは不要になりました。

Q.2 受給者氏名欄(現況届の太枠内③)に氏名が印字されていません。

A.2 受給者氏名は、必ず自署していただくようお願いします。

Q.3 現況届が送られてきましたが、追加で申請した下の子が記載されていません。

A.3 令和3年5月以降に追加申請(出生、転入など)された第2子以降のお子様については、今回の現況届の対象児童ではありませんので記載していません。

また、追加で申請した第2子以降のお子様の「児童手当 額改定通知書」は、順次お送りします。

※追加申請していないお子様がいらっしゃる場合には、早急に追加申請をしてください。

Q.4 現況届の提出が6月23日に間に合いません。

A.4 受付期間を過ぎた場合でも現況届をご提出ください。ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。なるべくお早めにご提出ください。また、現況届の提出がないまま2年間が経過すると、時効により受給資格が消滅しますのでご注意ください。

Q.5 現況届の提出が6月12日を過ぎると、6月12日振込み予定の手当は支払われないのですか？

A.5 6月12日に支払われるのは令和3年5月分までの手当ですので、「令和3年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月12日に手当が支払われます。

Q.6 現況届を提出できているかどうか、電話などで確認できますか？

A.6 皆様からご提出いただいた現況届を数か月かけて順次審査しているため、お問い合わせの都度確認することは困難です。予めご了承ください。なお、記載内容や添付書類に不備がある場合は、順次返送させていただいております。受付期間中に不備なくご提出いただいた方には、9月上旬頃に「現況審査結果通知書」をお送りする予定です。

5 お問い合わせ先

児童手当現況届につきましては江戸川区ホームページにてご確認ください。
※通信料がかかる場合があります。



◀児童手当現況届特設サイト
(区ホームページ)

児童手当AIチャットボット▶
24時間365日
疑問にお答えします

